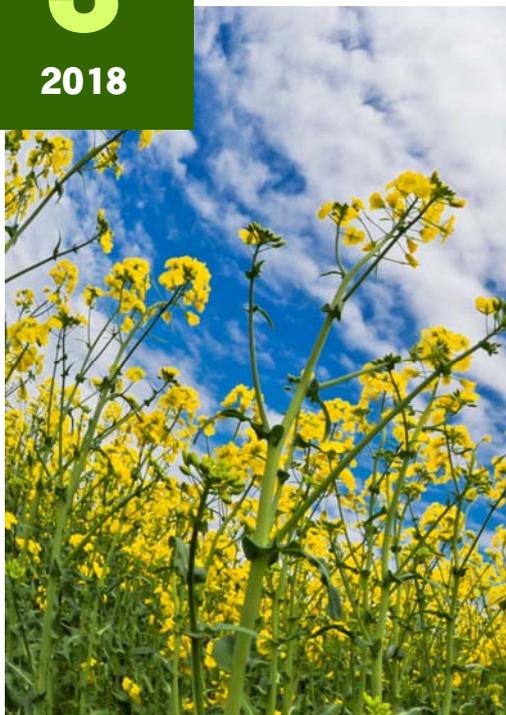


NEWS LETTER

政府側が根拠として示してきた厚労省のデータが、そもそもデータとしての必要条件を満たしていない事が次々と明るみに出て来た結果、裁量労働制を巡るゴタゴタに収拾がつきません。同一の基準、同一の要素・要件で比較されてしかるべき統計数値が、次元の異なる調査資料を基に、そのまま並べて公表されていた - というのですから、論外と云う他ありませんが、その理由は、実は露骨と云って良い程明白なのです。「働き方改革」という見映えの良い法案は、90年代半ば迄遡る財界の悲願=合法的残業代不払い=達成の為、裁量労働制という地雷を予め潜り込ませて置くには、格好の舞台装置だったからです。

3

2018



平成30年度以降変更の予定 キャリアアップ助成金

フレックスタイム制の導入状況と
検討する際の留意点
3月分より変更 - 協会けんぽの
健康保険料率・介護保険料率

三友企業サービスグループ

東京都葛飾区立石1-6-9

TEL : 03-3696-2294 / FAX : 03-3695-2830

平成30年度以降に変更が予定される キャリアアップ助成金

厚生労働省では、有期契約労働者を正社員に転換する際や有期契約労働者の処遇の見直しを行う際の支援として、キャリアアップ助成金という制度を設けています。平成30年度以降、このキャリアアップ助成金のうち、3つのコース（正社員化コース、賃金規定等共通化コース、諸手当制度共通化コース）において拡充等が行われ、人材育成コースが人材開発支援助成金に統合される予定です。そこで、この中から正社員化コースと諸手当制度共通化コースの内容をとり上げます。

1. 正社員化コース

正社員化コースとは有期契約労働者を正社員、または無期雇用労働者に転換した場合等に、助成金が支給されるものです。支給額は以下のようになっています。

① 有期契約労働者を正社員に転換した場合

1人当たり57万円[42万7,500円]

② 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した場合

1人当たり28万5,000円[21万3,750円]

③ 無期雇用労働者を正社員に転換した場合

1人当たり28万5,000円[21万3,750円]

今回の変更点は2つあり、1点目は、上記①～③を合わせて1年度1事業所当たりの支給申請上限人数が15人までとされているものが、20人に拡充されます。2点目は以下の2つが支給要件として追加されます。

a. 正社員等へ転換した際、転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金を比較して、5%以上増額していること

b. 有期契約労働者からの転換の場合、対象となる労働者が転換前に企業で雇用されていた期間が3年以下に限られること

2. 諸手当制度共通化コース

諸手当制度共通化コースとは、有期契約労働者等に関して正社員と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成金が支給されるものです。支給額としては、1事業所当たり1回のみ38万円[28万5,000円]となっています。

今回、これについては新規で支給額を上乗せする加算措置が行われる予定で、人数に応じたものと諸手当の数に応じたものがあり、以下のようになっています。

① 人数に応じた加算措置

共通化した対象の労働者2人目以降に適用され、対象労働者1人当たり1万5,000円[1万2,000円]を支給（上限20人まで）。

② 諸手当の数に応じた加算措置

同時に共通化した諸手当2つ目以降に適用され、諸手当の数1つ当たり16万円[12万円]を支給。

同一労働同一賃金の対応に向けて、処遇の見直しを検討されている企業もあるかと思えます。この助成金の活用も併せて検討したいものです。

あくまでこれらの内容は、平成30年度予算の成立および雇用保険法施行規則の改正が前提となるため、変更される可能性があります。また、助成金には様々な支給要件がありますので、活用にあたっては事前に情報を確認しておきましょう。

※ []はいずれも中小企業以外の額です。

※ 生産性の向上が認められる場合には支給額の加算があります。

フレックスタイム制の導入状況と 検討する際の留意点

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

従業員一人から「今年4月に子どもが小学校に入学し、当面、子どもが早く小学校から戻ってくるため、終業時刻を30分早めて欲しい」との要望があがってきました。



総務部長

なるほど。御社の育児短時間勤務は子どもが3歳になるまでですし、時間単位の年次有給休暇もないことを考えると、対応に困るということですね。



社労士

はい。その従業員は「朝、早く来ることができる日は早く来て、事前に残業となることが分かっている日は、家族に子どもの面倒をみてもらうので、フレックスのような働き方はできないか」と言っています。実際に、フレックスタイム制は普及しているのでしょうか。



厚生労働省が発表した「平成29年就労条件総合調査 結果の概況」という資料を見ると、フレックスタイム制の導入率は全体の7.9%になっています。1,000人以上の企業では14.0%導入されていますが、例えば30人から99人の企業では、わずか2.4%に留まっています。



全体でも制度を導入している企業の割合が、1割にも満たないのですか。



はい。確かに育児や介護をしている従業員にとっては、勤務時間を調整しやすいのでニーズは高いと感じています。ただ、フレックスタイム制は労働時間を従業員が自分で決める制度になっているため、出社時刻を指定することもできず、また、自分で仕事の組み立てができる従業員でなければ、運用がうまくいかないこともあります。そのような点で導入をためらったり、一度、導入したけれども廃止する企業もあるようです。



確かに、導入は慎重に検討した方がよさそうですね。



そうですね。今回の要望をあげてきた従業員のように利用目的を、例えば育児のみ等に限定して導入することも選択肢としてありますが、他の制度も含めて考えてもよいですね。今回の場合には、例えば、所定労働時間数はそのままに、始業・終業時刻を早める時差出勤での対応が考えられます。



なるほど。私もフレックスタイム制は運用に課題が多いと感じていました。毎日30分早く出社できるというのであれば、時差出勤ということも考えられますね。一度、どれくらいの期間、早く帰る必要があるのかということや、毎日、朝早く来ることができるか等もヒアリングしてみることにします。



よろしくお祈りします。



【ワンポイントアドバイス】

1. 厚生労働省の公表によると、フレックスタイム制を導入している企業は全体で7.9%に留まる。
2. フレックスタイム制を導入するときには、導入後の影響を慎重に考えてから行わなければならない。

3月分より協会けんぽの 健康保険料率・介護保険料率が 変更になります

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）から見直しが行われます。今年度の健康保険料率については各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きに分かれ、介護保険料率は引下げ（全国一律）となります。料率を確認し、徴収のタイミング間違いや保険料率の変更もれがないようにしましょう。

1.3月分からの 協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、平成21年9月より、全国一律の保険料率から、各都道府県支部別の保険料率に変更されています。平成30年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなりました。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.61%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.63%となっており、佐賀県と新潟県の保険料は0.98%の開きがあります。

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成30年3月分からは、1.65%から1.57%へ引下げられます。

2.任意継続被保険者の上限額

健康保険の資格を喪失した後も、手続きをすることでこれまで加入していた健康保険に任意で継続加入することができる制度があります（任意継続被保険者）。任意継続被保険者は、①資格を喪失した時の標準報酬月額、②前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日時点におけるすべての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額、のいずれか少ない額が標準報酬月額となります。この②の額について、平成30年度は28万円となることが決定しました。

平成30年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.25%	東京都	9.90%	滋賀県	9.84%	香川県	10.23%
青森県	9.96%	神奈川県	9.93%	京都府	10.02%	愛媛県	10.10%
岩手県	9.84%	新潟県	9.63%	大阪府	10.17%	高知県	10.14%
宮城県	10.05%	富山県	9.81%	兵庫県	10.10%	福岡県	10.23%
秋田県	10.13%	石川県	10.04%	奈良県	10.03%	佐賀県	10.61%
山形県	10.04%	福井県	9.98%	和歌山県	10.08%	長崎県	10.20%
福島県	9.79%	山梨県	9.96%	鳥取県	9.96%	熊本県	10.13%
茨城県	9.90%	長野県	9.71%	島根県	10.13%	大分県	10.26%
栃木県	9.92%	岐阜県	9.91%	岡山県	10.15%	宮崎県	9.97%
群馬県	9.91%	静岡県	9.77%	広島県	10.00%	鹿児島県	10.11%
埼玉県	9.85%	愛知県	9.90%	山口県	10.18%	沖縄県	9.93%
千葉県	9.89%	三重県	9.90%	徳島県	10.28%		